

令和7年度新設!

ご協力よろしく
お願いします



広げよう! せまいみち!

せまいみち改善事業



出典: 国土交通省ホームページ



災害時の避難
をやすく



緊急車両の通行
もスムーズに



人と車が安全
にすれ違い



せまいみち改善事業とは?

居住環境の改善や地域の防災機能の強化を図ることを目的に、岩国市が管理する幅員4m未満の道路を拡幅する事業です。

拡幅する用地(後退用地・隅切り用地)を市に寄附することに対し、奨励金が支払われます。

また、拡幅する用地に対する測量、分筆、登記、舗装等は市が行います。

事業対象: ①～③をすべて満たす道路の後退用地・隅切り用地

①対象地域

旧岩国市、由宇町、玖珂町、周東町の用途地域の指定区域内
(狭あい道路整備事業実施中の川下地区を除く)

②対象道路 (次のいずれにも該当する4m未満の道路)

- ・建築基準法第42条第2項道路(2項道路)
- ・岩国市の市道認定路線(市道)

「用途地域」「2項道路」「市道」
は、**いわくにマップ**で
調べることができます。

③対象となる土地の要件

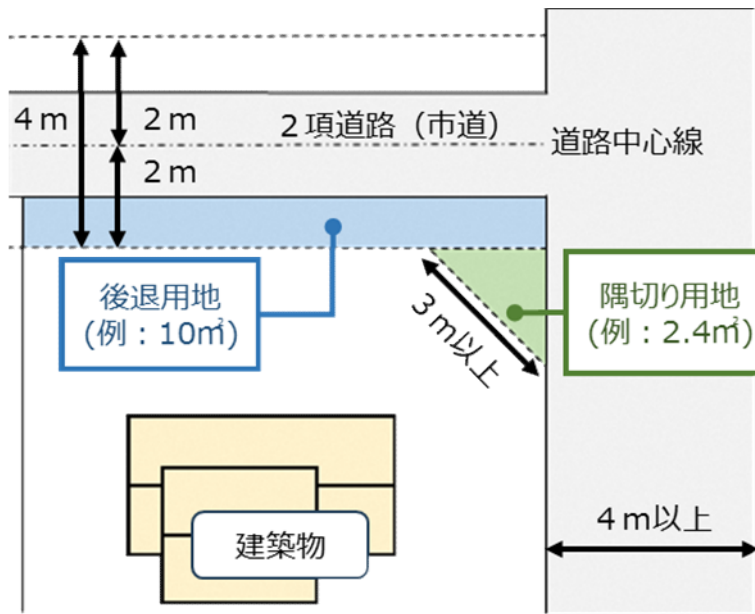
- ・後退用地・隅切り用地を市へ寄附していただけること。(奨励金あり)
- ・後退用地・隅切り用地内の支障物件を撤去していただけること。 ※その他要件あり



岩国市

裏面も
ご覧ください

後退用地、隅切り用地のイメージ ・ 奨励金算定（例）



例

奨励金算定条件

- ・固定資産税評価額：
30,000円/㎡
- ・後退用地：10㎡
- ・隅切り用地：2.4㎡

の場合

※場所により算定条件
は異なります。

算定例

【後退用地】 $30,000\text{円} \times 10\% \times 10\text{㎡} = 30,000\text{円}$
評価額の㎡単価の10% × 後退用地の面積

【隅切り用地】 $30,000\text{円} \times 100\% \times 2.4\text{㎡} = 72,000\text{円}$
評価額の㎡単価の100% × 隅切り用地の面積

例

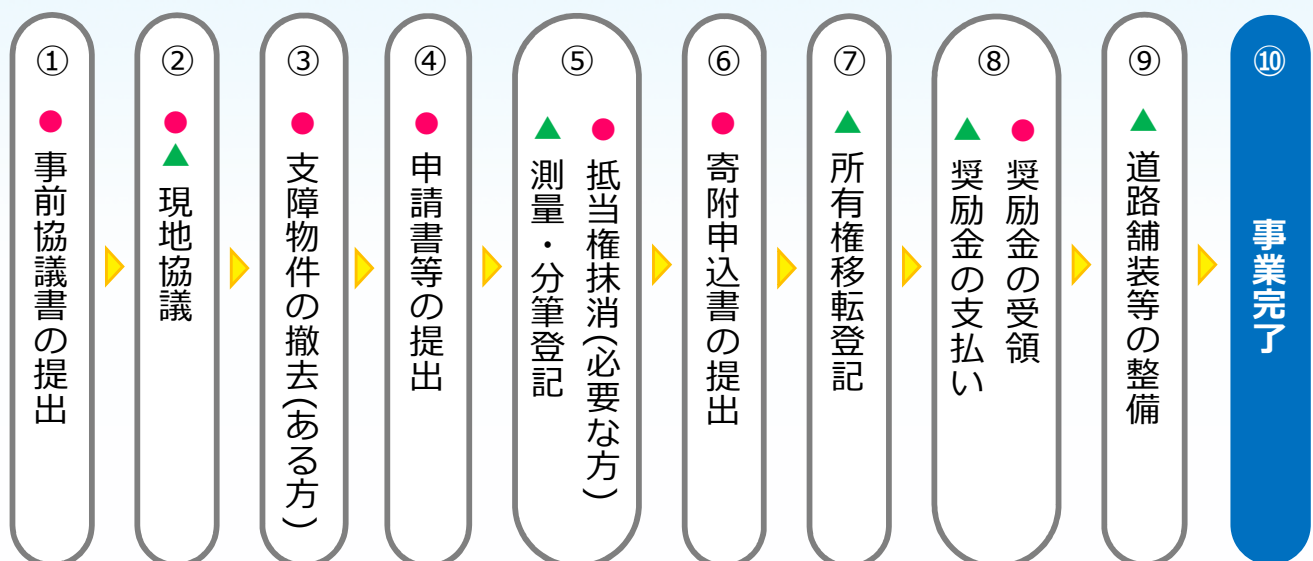
奨励金 合計
102,000円

- ・後退用地と隅切り用地の測量・分筆・登記
- ・後退用地と隅切り用地の舗装 等

岩国市が実施

手続きの流れ

申請者：● 岩国市：▲



※④申請書等の提出から ⑩事業完了までは、1年程度の期間を要します。



お問い合わせ

岩国市 都市開発部 建築指導課

〒740-8585 岩国市今津町一丁目14番51号

TEL：0827-29-5165 FAX：0827-24-4207